平成２４年（フ）第１５２号
愛知県岡崎市昭和町字北浦28番地８
債務者　小渡　良輝
１　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西村　茂樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月18日午後３時10分
５　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５３号
愛知県岡崎市昭和町字北浦28番地８
債務者　小渡　優香
１　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西村　茂樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月18日午後３時10分
５　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第９１号
福岡市西区内浜２丁目１番17―201号
債務者　熊本　徳英
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池田晃太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月４日午後２時40分
５　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第４０６号
岐阜県本巣市浅木194番地３
債務者　清水穴かがりこと　清水　武史
１　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山内沙絵子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月１日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４０７号
岐阜県本巣市浅木194番地３
債務者　清水久美子
１　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山内沙絵子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月１日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１２３号
栃木県小山市東城南２丁目26番地２　ソレイユ102、従前の住所埼玉県越谷市蒲生茜町24番地１　パレドゥマン305号
債務者　椎野　伸彦
１　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福永　峰和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月８日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１４８号
北海道小樽市花園３丁目23番11号
債務者　渡邉　裕井
１　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鷲見　　悠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月12日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第９３号
長野県諏訪郡下諏訪町7574番地
債務者　鈴木　和則
１　決定年月日時　平成24年11月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　縄田　政幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月15日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第９４号
長野県岡谷市神明町１丁目２番13号
債務者　鈴木　貴行
１　決定年月日時　平成24年11月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　縄田　政幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月15日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第４８５号
静岡県静岡市駿河区新川２丁目５番48号　小野ビル203号、前住所静岡県浜松市西区雄踏町宇布見4863番地の293　エクセレントハイツＡ103
債務者　安曇　俊子（旧姓野末）
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　和光　　学
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月13日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６６号
三重県松阪市挽木町345番地
債務者　森本　聡志
１　決定年月日時　平成24年11月14日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森下　英俊
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月14日午後１時35分
５　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第４０４号
岐阜県各務原市鵜沼朝日町５丁目27番地、住民票上の住所岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町４丁目204番地
債務者　天野　昌子
１　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　見田村勇磨
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月15日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
岐阜地方裁判所

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１１３７号
千葉市緑区古市場町425番地２
破産者　株式会社シンコー
１　決定年月日　平成24年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６５２号
千葉県八千代市八千代台西10丁目25番３号
破産者　橋爪　　亨
１　決定年月日　平成24年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４８４号
千葉県船橋市大穴南２丁目27番10号
破産者　株式会社システムプロフィット
１　決定年月日　平成24年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４８５号
千葉県船橋市大穴南２丁目27番10号
破産者　渡辺　　均
１　決定年月日　平成24年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５０９号
千葉市中央区千葉寺町176番地　秋元第２ビル202号、開始決定時の住所千葉市中央区市場町２番９号　ダイアパレス千葉県庁前1204号
破産者　佐藤　　久
１　決定年月日　平成24年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５６２号
千葉県市川市市川南１丁目７番35号
破産者　山田　淳一
１　決定年月日　平成24年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係